

トルコの利下げについて

<政策金利を0.5%引き下げ>

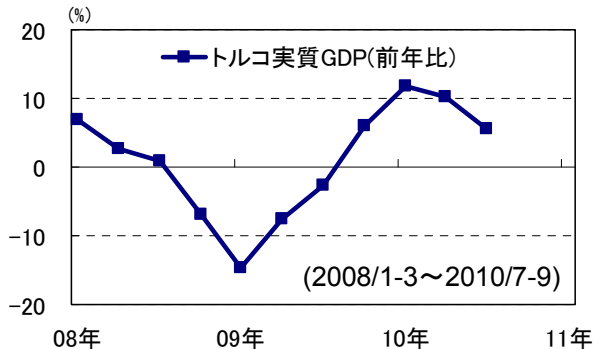
12月16日、トルコ中央銀行は、政策金利である1週間物レポレートに0.5%引き下げ、6.5%にすることを決定しました。2010年5月に政策金利を翌日物借入れレートから1週間物レポレートに変更して以来、はじめての利下げとなりました。また、一般の銀行は預金残高等に応じて中央銀行に一定割合預金する必要がありますが、その割合を示す預金準備率の引き上げも決定しています。

発表された声明文では、金融の安定化を図る必要性が強調され、海外からの過度な資本流入の抑制を目的に利下げを行う一方、景気過熱に繋がる銀行貸し出しを抑制する目的で、預金準備率の引き上げを行うことが示されています。

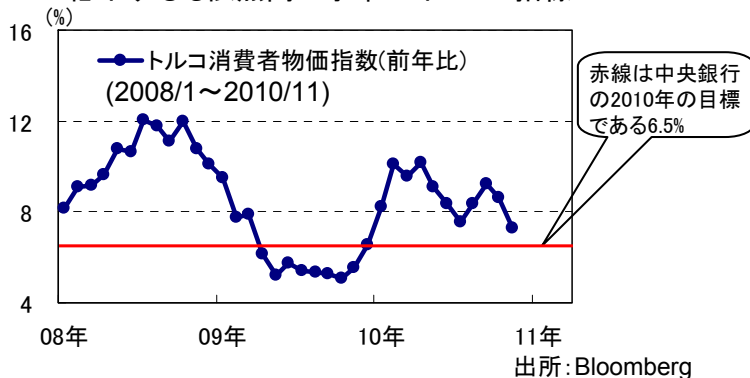
<為替市場>

トルコリラは11月の高値から現在までに、対米ドルで約9%程度、対円でも約5%程度下落しています。16日海外終値で、1ドル=1.522リラ、1リラ=55円14銭、程度となっています。

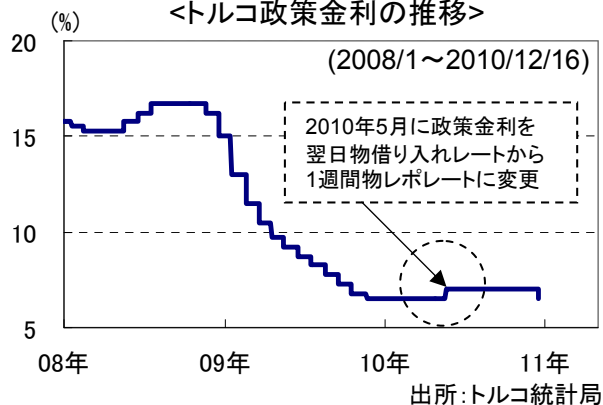
<減速するも依然堅調さを示す景気指標>



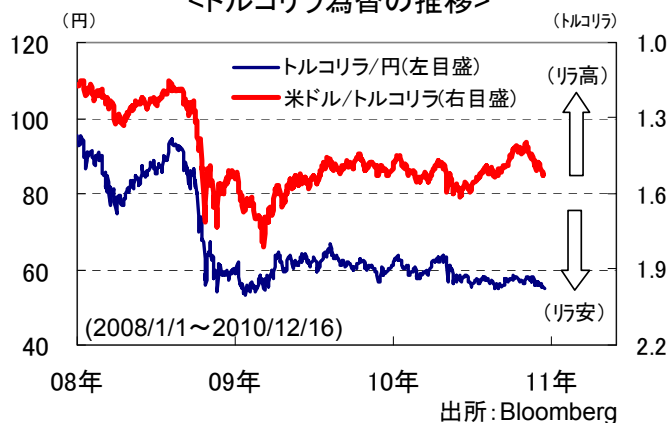
<低下するも依然高い水準のインフレ指標>



<トルコ政策金利の推移>



<トルコリラ為替の推移>



<政策金利の見通し>

トルコの7~9月期のGDPは前年比+5.5%増と、一時期より減速していますが依然として景気が堅調であることを示しています。一方、11月の消費者物価指数は前年比+7.3%と、低下傾向にはあるものの、2010年の政策目標である6.5%を上回った水準となっています。

当社では、米国をはじめ世界の景気は回復基調を維持し、トルコ経済も好調に推移すると予想しています。トルコ中央銀行は、インフレ・景気面では今回の政策とは逆に利上げを検討が必要であると考えられます。

多くの新興国が直面している過度な資本流入抑制や通貨高対策という面を重視し今回の政策対応となりましたが、足元の米国景気回復の兆しや米ドル反発の動きが見え始めていることを考慮すると、継続的な利下げ可能性は低いと考えられます。

■当資料は情報提供を目的として大和住銀投信投資顧問が作成したものであり、特定の投資信託・生命保険・株式・債券等の売買を推奨・勧誘するものではありません。
 ■当資料は各種の信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■当資料に記載されている今後の見通し・コメントは、作成日現在のものであり、事前の予告なしに将来変更される場合があります。■当資料内の運用実績等に関するグラフ、数値等は過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。■当資料内のいかなる内容も、将来の市場環境の変動等を保証するものではありません。



大和住銀投信投資顧問

Daiwa SB Investments

大和住銀投信投資顧問株式会社
 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第353号
 加入協会 (社)投資信託協会、(社)日本証券投資顧問業協会

お取引にあたっての手数料等およびリスクについて

手数料等およびリスクについて

- 株式等の売買等にあたっては、「ダイワ・コンサルティング」コースの店舗（支店担当者）経由で国内委託取引を行う場合、約定代金に対して最大 1.20750%（但し、最低 2,625 円）の委託手数料（税込）が必要となります。また、外国株式等の外国取引にあたっては、現地諸費用等を別途いただくことがあります。
- 株式等の売買等にあたっては、価格等の変動による損失が生じるおそれがあります。また、外国株式等の売買等にあたっては価格変動のほかに為替相場の変動等による損失が生じるおそれがあります。
- 信用取引を行うにあたっては、売買代金の 30%以上で、かつ 30 万円以上の委託保証金が事前に必要です。信用取引は、少額の委託保証金で多額の取引を行うことができることから、損失の額が差し入れた委託保証金の額を上回るおそれがあります。
- 非上場債券（国債、地方債、政府保証債、社債）を当社が相手方となりお買付けいただく場合は、購入対価のみお支払いただきます。債券は、金利水準の変動等により価格が上下し、損失を生じるおそれがあります。外国債券は、金利水準の変動に加え、為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあります。
- 投資信託をお取引していただく際に、銘柄ごとに設定された販売手数料および信託報酬等の諸経費、等をご負担いただきます。また、各商品等には価格の変動等による損失を生じるおそれがあります。

ご投資にあたっての留意点

- 取引コースや商品毎に手数料等およびリスクは異なりますので、上場有価証券等書面、契約締結前交付書面、目論見書、等をよくお読みください。
- 外国株式の銘柄には、我が国の金融商品取引法に基づく企業内容の開示が行われていないものもあります。

商号等 : 大和証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第108号

加入協会 : 日本証券業協会、社団法人 日本証券投資顧問業協会、社団法人 金融先物取引業協会